



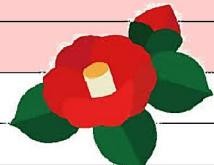
事務所だより 1月

2020(R2)



令和2(2020)年1月

1	水	元日 初詣 若水祭 日向大神宮 075-761-6639 1/1~1/3 皇服茶 六波羅蜜寺 075-561-6980 1/1~1/3
2	木	
3	金	かるた始め式 八坂神社 075-561-6155
4	土	蹴鞠はじめ 下鴨神社 075-781-0010
5	日	
6	月	
7	火	七草粥の振る舞い 御香宮神社 075-611-0559
8	水	社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 京都府行政書士会 無料相談 行政書士会館・中京区役所
9	木	祇園のえべっさん 八坂神社 075-561-6155 1/9・1/10 十日ゑびす大祭 玩びす神社 075-525-0005 1/8~1/12 京都府行政書士会 無料相談 下京区役所
10	金	12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11	土	
12	日	
13	月	成人の日
14	火	京都府行政書士会 無料相談 左京区役所
15	水	社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館
16	木	武射神事 上賀茂神社 075-781-0011 1級土木施工管理技術検定試験 合格発表 予定 京都府行政書士会 無料相談 上京区役所・東山区役所
17	金	2級管工事施工管理技術検定試験 学科試験(後期) 2級電気通信工事施工管理技術検定試験 学科試験(後期) 2級造園施工管理技術検定試験 学科試験(後期)
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	初弘法 東寺 075-691-3325 京都府行政書士会 無料相談 西京区役所・山科区役所
22	水	社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 京都府行政書士会 無料相談 行政書士会館
23	木	京都府行政書士会 無料相談 北区役所・南区役所・伏見区役所
24	金	2級 建築施工管理技術検定 学科試験 2級 電気工事施工管理技術検定 学科試験
25	土	初天神 北野天満宮 075-461-0005
26	日	
27	月	
28	火	初不動 狸谷山不動院 075-722-0025
29	水	社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館
30	木	
31	金	1級 建築施工管理技術検定 実地試験 2級 建築施工管理技術検定 学科実地試験 1級 電気工事施工管理技術検定 実地試験 2級 電気工事施工管理技術検定 学科実地試験 11月決算法人の確定申告 5月決算法人の中間申告



I 「労働時間の考え方」に関するリーフレット

いよいよ4月から「時間外労働の上限規制」が適用されます。そのような中、厚生労働省から「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の扱い」に関するリーフレットが公表されました。これは、労働基準監督署への問い合わせが多い「研修・教育訓練／仮眠・待機時間／労働時間の前後の時間／直行直帰・出張に伴う移動時間が労働時間に該当するか否か」について実際の相談事例をもとに解説したもので、労働時間の適正な管理に役立ててほしいとしています。その内容についてご紹介します。

◆そもそも「労働時間」とは？

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことです。使用者の明示、または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に該当します。

◆研修・教育訓練の取扱いは？

参加の強制はされていない、業務上義務付けられていない自由参加の研修・教育訓練の時間は労働時間に該当しません。

◆仮眠・待機時間の取扱いは？

仮眠室などにおいての仮眠中に、電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合には、労働時間に該当しません。

◆更衣時間の取扱いは？

制服や作業着の着用が任意、又は自宅からの着用を認めているような場合には労働時間に該当しません。

◆早出時間の取扱いは？

労働者が自発的に始業時刻よりも前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていない場合には、労働時間に該当しません。

◆直行直帰・出張に伴う移動時間は？

移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しません

II マイナンバーにポイント付与 最大5000円へ

政府はマイナンバーカードの保有者に対し、民間事業者のキャッシュレス決済を通じて、買い物に使えるポイントを付与する制度を2020年9月に開始する予定です。1人当たりの上限を最大5千円とし、2万円を払えば2万5千円分のポイントを受け取れる案を軸に調整していきます。

◆マイナンバーカードの普及状況

2016年から始まったマイナンバー制度に伴い、マイナンバーカードの交付が開始されました。行政サービスの効率化のために始まった本制度ですが、8月末時点では交付実績は約1772万枚で、人口の14%に留まっています。2022年には1億枚以上の普及をしており、今回の新制度導入により取得を促す狙いです。

◆ポイント制度の概要

制度の利用には、マイナンバーカードを使ってIDを取得することが必要となります。また、電子マネーやスマートフォン向けの決済サービスなどの制度に参加する、キャッシュレス決済のポイントとして使う人が対象となります。年齢や所得の制限は設けず、ポイントの付与は2021年3月までとする予定です。参加する決済業者は今後募集していく予定です。現時点では、Suica(スイカ)やnanaco(ナナコ)などの電子マネーのほか、楽天ペイやPayPayといったQRコード決済の対応を見込んでおり、12種類の決済サービスで利用可能になりそうです。

III 働く高齢者の年金減額 月収51万円超

厚生労働省は、働く高齢者の年金を減らす、在職老齢年金制度において、対象者の月収額を51万円超とする案を審議会に示しました。年金と賃金の合計が基準額を超えると、年金が減額される在職老齢年金制度ですが、現行では65歳以上は月47万円、60~64歳は月28万円が月収基準となっています。

◆月収基準引上げの背景とは？

月収基準を引き上げ、年金の支給を減らす対象者を絞るのは、働くほど年金が減る仕組みとなっている、現行の基準では高齢者の就労意欲を削ぐという考えが背景にあります。10月に示された当初案では60~64歳、65歳以上ともに月62万円に引き上げる案を示していました。しかしながら、51万円まで月収基準まで下がることとなりました。当初案では、65歳以上への年金給付が年2千億円以上膨らむことになります。公的年金は現役世代が払う税金や、保険料を高齢者に回す「仕送り方式」を取っているため、年金給付が増えると年金の財政は悪化し、将来世代に財源を回す「世代間の支え合い」が弱くなります。このような見解により、今回の51万円という月収基準へと落ち着きました。若い世代の年金の不信感は根強いものがあります。世代間の格差をならす議論を進めることができ、公的年金への信頼回復につながるかもしれません。